

2017年禁止表国際基準の Higenamine (ヒゲナミン) に関する注意喚起

2017年禁止表国際基準の変更点については過日お知らせいたしましたが、あらたに S3.ベータ2作用薬において Higenamine (ヒゲナミン) が例示されました。本物質は新たに禁止物質として追加されたものではなく、従来から禁止されていましたが2017年から非選択的ベータ2作用薬の例として明記されたものです。

記

Higenamine(ヒゲナミン)は植物より抽出した成分であり、栄養補助食品(サプリメント)等に含まれていることが報告されています。栄養補助食品(サプリメント)を使用される場合は、アスリート自身の責任において今一度ご注意ください。

なお、栄養補助食品(サプリメント)は、食品であるため含有成分すべてが表示されているとは限りません。成分として禁止物質が表示されていないサプリメント製品でも禁止物質を含むことがあります。

Higenamine (ヒゲナミン)

- Higenamine(ヒゲナミン)は、植物の *Tinospora crispa*(イボツツラフジ)の成分であると報告されており、いくつかの栄養補助食品で検出されている
- 本物質は非選択的ベータ2作用薬であり、2017年禁止表国際基準の「常に禁止される物質と方法(競技会(時)および競技会外)」の S3.ベータ2作用薬において例示されている
- Higenamine (ヒゲナミン) は、以下の名称の成分や生薬に含まれるとされている
 - ・ Norcoclaurine (ノルコクラウリン)
 - ・ Demethylcoclaurine(デメチルコクラウリン)
 - ・ *Tinospora crispa* (イボツツラフジ)
 - ・ 附子(ブシ)
 - ・ 丁子(チョウジ)
 - ・ 細辛(サイシン)
 - ・ 南天実(ナンテンジツ)
 - ・ 呉茱萸(ゴシュユ) 等

以上